

第1章 総論

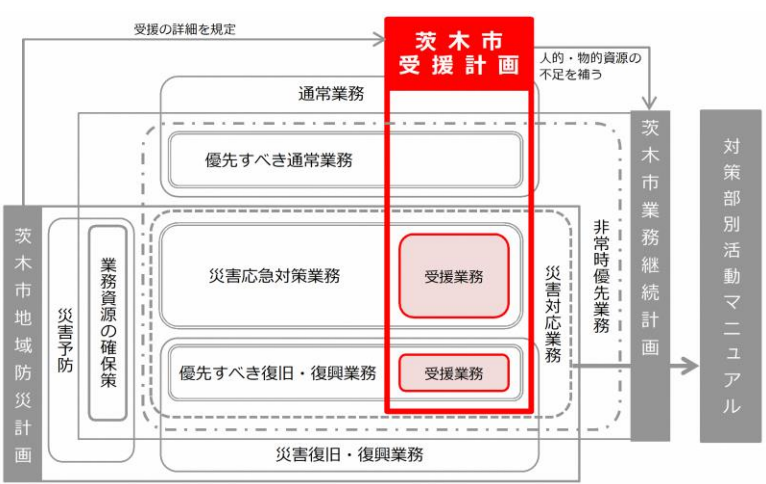
1. 趣旨・目的

○内閣府は、平成28年の熊本地震等における、人的支援や物資の受入の混乱等の教訓等を踏まえ、平成29年3月に「地方公共団体のための災害時受援計画に関するガイドライン」を公表し、大阪府は、府と市町村が一体となった応援・受援対応ができるよう、令和4年1月に「大阪府市町村受援計画策定手引き書及び受援計画のひな型」（以下「手引き等」という。）を公表しています。

○災害時における円滑な支援の受入れ及び災害からの早期復旧が図れる体制を構築するため、本市では、令和4年3月に第1版を策定していますが、さらなる充実や実効性の確保に努めるため、第2版受援計画（以下「本計画」という。）を策定しました。

2. 位置づけ

○地域防災計画の下位計画として受援の詳細を規定するとともに「非常時優先業務」を実施する際に不足する人的・物的資源を確保し、実効性を高めるための計画として位置づけています。



3. 適用時期

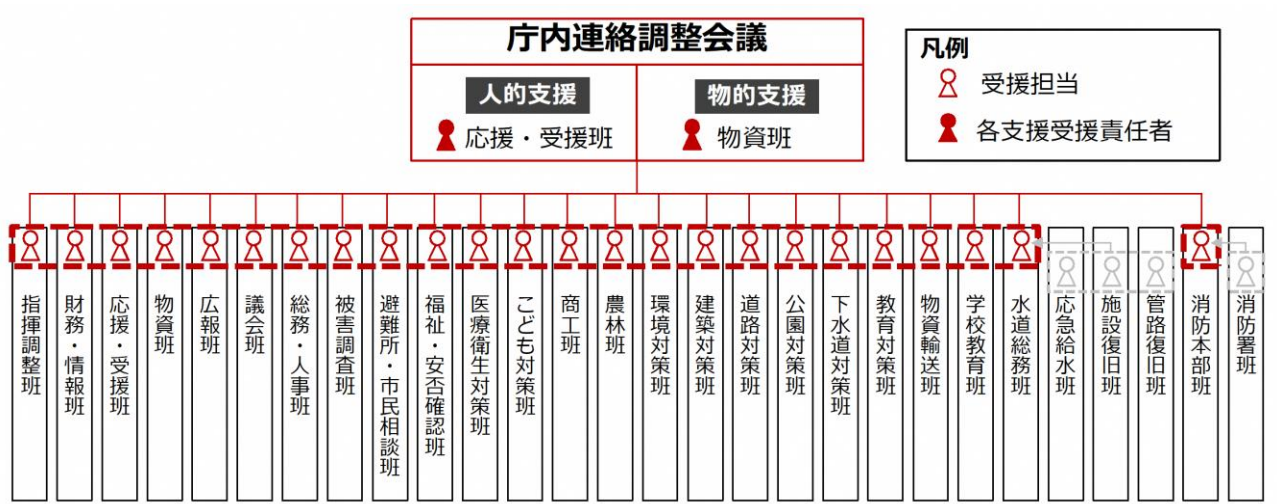
○本市独自では十分な業務継続、応急対応が実施できないと判断した場合に発動します。

○対象期間は、発災後の混乱期から市民生活が一定の落ち着きを取り戻す「1か月」を目安としています。

第2章 受援体制

○各支援に関する全体把握や庁内及び外部の調整等について、人的支援は「応援・受援班」、物的支援は「物資班」が中心となり、受援を行う体制としています。

○応援・受援班や物資班との連絡調整のため、各対策班に受援担当者を設けた体制を構築しました。ただし、給水対策部及び消防対策部は、別に受援体制を構築していることから、整合を図った受援体制としています。

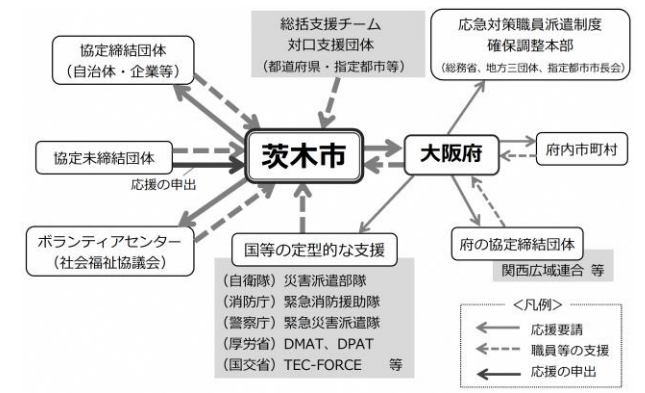


第3章 人的支援の受入れ

1. 人的支援の基本的な考え方

○人的支援は、大阪府や協定締結団体、自衛隊、ボランティアなど様々な機関や枠組みにより応援を受けることとなります。

○外部機関へ応援要請が必要となる大規模災害時には協定締結団体等からの支援だけでは十分でないことが予想されるため、大阪府と協定締結団体への応援要請を同時並行で行います。



2. 人的支援の受入れ手順

○本市から外部へ要請する場合（応援・受援班からの要請、各担当班からの要請）と外部から応援申出があった場合の対応を分けて整理しています。

○必要人数等の把握をはじめ、応援要請から費用精算までの一連の手順を明記しています。

3. 受援業務

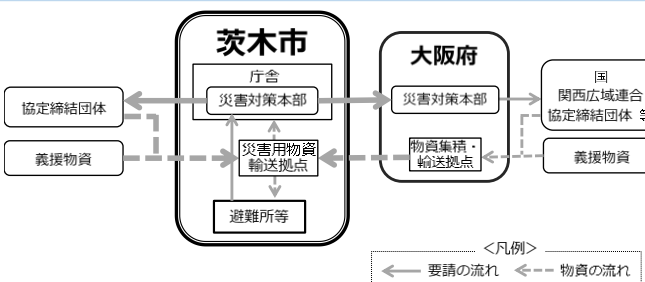
○災害時に応援が必要な業務を素早く特定し、応援職員の要請・円滑な受入れ体制が構築できるよう、**受援業務シート**を作成しています。

第4章 物的支援の受入れ

1. 物的支援の基本的な考え方

○物的支援も人的支援と同様に大阪府や協定締結機関等へ要請し、受入れを行います。

○物資調達等は、国・府と「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用して受入れを行います。災害発生時にシステムが使用できない事態に備え、各種様式や業務手順を整理します。



2. 物的支援の受入れ手順

○発災後の時期により、調達方法が以下のとおり複数あり、それらに沿った手順を整理しています。

① 備蓄物資配布 ② プッシュ型支援 ③ プル型支援 ④ 義援物資の受入れ

○物資調達は「生活支援物資」と「業務用資源」に分けて整理しています。

第5章 受援力の向上

○災害時に円滑に外部からの支援を受入れて、その支援を最大限に活用するため、訓練や研修等により本計画の実効性の確保や検証、課題の抽出などを行い、庁内全課の参画によるPDCAサイクルの実施により、継続的に受援体制の向上を図ります。

○本計画に残る課題の改善は、各対策班にて随時進め、進捗を管理するとともに、改善された事項については指揮調整班、応援・受援班が主体となって本計画を修正します。

